

平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件

原告 今枝 仁 外3名

被告 橋下 徹

準備書面 7

平成20年1月25日

広島地方裁判所 民事第2部 合2係 御中

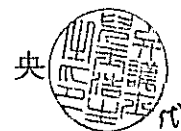
原告ら訴訟代理人弁護士

島 方 時 夫



同

青 木 貴 央



同

兒 玉 浩 生



- 1 本準備書面は、原告準備書面2の第3・5「『④ 現弁護団には、差戻し審における主張以前に、そもそも弁護士会に対する信用を失い、弁護士の品位を失うべき行為があった』について」の(4) b「原告足立について、最高裁弁論期日の欠席の事実が懲戒事由となりえないこと」を補足して説明するものである。
- 2 原告足立ら2名の弁護人に関する最高裁弁論期日欠席の事実については、平成18年3月15日付で広島弁護士会に対して懲戒請求がされており、これに対して広島弁護士会は平成19年3月30日に懲戒不相当との決定をしている。これに対して異議申出があり、同年5月29日に日本弁護士連合会において審査が開始された状況である。
- 3 そして、上記懲戒不相当の決定に付された、広島弁護士会綱紀委員会による、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決書において、前提事実の事実関係、及び、原告足立の当該事実が懲戒事由に該当しないことの理由を詳細に述べている。

当該議決書記載の理由は原告らの主張と合致するものであるので、別紙にこれを引用の上、主張する。

以上

別紙

1. 当委員会が認定した事実

当委員会による日弁連への照会、対象弁護士の調査期日における供述、対象弁護士から提出された証拠等によれば、次の事実を認めることができる。

(1) まず、本件事件の経緯は、概ね次のとおりである。

平成11年	4月14日	本件事件が発生
	4月18日	被告人(当時18歳)を逮捕
	6月11日	公訴提起(国選弁護人中光弘治)
平成12年	3月22日	1審判決言渡(山口地方裁判所)
	3月28日	検察官控訴(国選弁護人定者吉人, 他1名)
平成14年	3月14日	控訴判決言渡(広島高等裁判所)
	3月27日	検察官上告(私選弁護人定者吉人, 他1名)
	5月9日	最高検察庁が上申書提出 (上告趣意書提出に6か月必要)
	5月10日	最高裁が上告趣意書提出期限を同年10月31日と決定
	10月30日	検察官が上告趣意書を提出
平成15年	12月26日	弁護人定者吉人ら答弁書提出
平成17年	11月28日	最高裁から弁護人定者吉人に対し本件の弁論期日を下記2期日予定で連絡がある。 平成18年2月21日(火)午後1時30分 平成18年3月14日(火)午後1時30分
	12月1日	弁護人定者吉人は弁論期日として来年5月ころを希望。
	12月6日	弁護人定者吉人は、今後の進行につき担当調査官との面接して協議したいと希望
	12月6日	最高裁(第三小法廷)は、公判期日を平成18年3月14日午後1時30分と指定
平成18年	2月27日	対象弁護士らは、広島拘置所にて被告人と初めて接見し、被告人から強姦目的等を否認する旨の説明を受け、受任を決意
	2月28日	安田弁護士が弁護人選任届(2月27日付け)提出

- | | |
|-------|--|
| 3月 3日 | 対象弁護士が弁護人選任届（3月 1日付け）提出 |
| 3月 6日 | 定者弁護人及びほか1名の私選弁護人が辞任届提出。その頃、対象弁護士らは定者弁護士より公判記録を受取る。 |
| 3月 7日 | 対象弁護士らが本件公判期日を同年 6月13日に延期申請 |
| 3月8日 | 最高裁（第三小法廷）は、本件公判期日変更請求を却下 |
| 3月13日 | 対象弁護士らは、最高裁に欠席届をFAXにて提出 |
| 3月14日 | 対象弁護士らは、本件公判期日に欠席し、日弁連の会務である模擬裁判のリハーサルに終日出席し、安田弁護士は解説者、対象弁護士は裁判官役を勤めた。 |
| 3月15日 | 最高裁（第三小法廷）は、対象弁護士らに次回公判期日を平成18年 4月18日午後 3時と指定し、出頭在延命令を出す。
なお、3月15日11時から17時まで、弁護士会館 2階講堂クレオにおいて、日弁連ライブ研修として模擬裁判（本番）が実施され、安田弁護士が解説者、対象弁護士が裁判官役を勤めた。 |
| 4月18日 | 最高裁（第三小法廷）公判期日（出頭在延命令）
対象弁護士らは、この期日に出席して弁論要旨を提出し弁論を行なう。
また、対象弁護士らは、この公判期日において弁論の続行を希望したが、これは認められなかった。
しかし「本日より1か月以内に弁護人から書面が提出された場合には、それも踏まえて判断する」こととなった。 |
| 5月18日 | 弁論補充書を提出
その後、6月13日に弁論補充書その2を、6月16日に弁論補充書その3を提出したのと思われる |

		る。
5月23日	最高裁が判決言渡を平成18年 6月20日と指定	
6月20日	最高裁が判決言渡	

(2) 対象弁護士らは、本件受任後、概ね次のような弁護活動を行なっている。

イ. 受任から本件公判期日までの間の接見状況

平成18年 2月27日 14:19～16:20 対象弁護士ら初めて被告人と接見，受任決意

2月28日 16:25～17:15 対象弁護士

3月 1日 14:35～15:06 対象弁護士

3月 6日 11:58～13:25 対象弁護士

3月 7日 15:00～15:26 対象弁護士

3月 8日 11:55～12:03 対象弁護士

13:22～17:08 対象弁護士及び安田弁護士

3月 9日 9:15～12:05 対象弁護士及び安田弁護士

13:20～16:20 対象弁護士及び安田弁護士

ロ. 本件公判期日以後の接見状況

平成18年 3月16日 16:12～16:55 対象弁護士

3月20日 14:49～15:40 対象弁護士

3月22日 16:39～17:05 対象弁護士

3月23日 11:16～11:45 対象弁護士

3月24日 16:10～17:07 対象弁護士

3月25日 9:10～12:44 安田弁護士

3月28日 16:26～16:45 対象弁護士

3月29日 16:38～17:50 対象弁護士

4月 1日 9:48～13:17 安田弁護士

4月 5日 13:51～17:16 安田弁護士

4月 6日 15:18～16:10 対象弁護士

4月 7日 14:00～17:32 対象弁護士及び安田弁護士

4月11日 13:53～17:27 安田弁護士

4月17日 対象弁護士

5月10日，6月14日にも接見

ハ. また、対象弁護士らは、受任後の 3月5日ころ、弁護人を辞任した定者吉人弁護士から訴訟記録を引き継いだが、訴訟記録の欠落部分について、3月9日から 4月26日ころまでの間、約 7 回ほど最高裁判所において訴訟記

録の閲覧謄写申請を行い、訴訟記録を収集し、その間、数回に亘って弁護士団会議を持ち、4月18日に弁論要旨を提出して弁論を行なった。

なお、対象弁護士らは、5月18日弁論補充書を提出し、その後も6月13日と6月26日に弁論補充書その2、同その3を提出した。

2. 当委員会の判断

(1) 弁護人の公判期日への出席義務について

弁護人には公判期日に出席すべき義務があるから、対象弁護士は、裁判所から公判期日変更請求が却下された以上、指定された本件公判期日に出席し、十分な弁護活動を行なうためには準備期間が不足していることを訴えて本件公判期日の続行を説得すべきであった。

したがって、日弁連の会務が予定されていたとしても、正当な理由による欠席とは言い難いが、正当な理由のない欠席であっても、その欠席には多種多様な態様があるから、その全てが直ちに規程第76条の「不当な目的」による裁判遅延行為に当たるとは言えないし、また、直ちに弁護士法第56条1項に定める「品位を失うべき非行」に該当するわけではない。

(2) 被告人の防御権および弁護士の最善の弁護活動努力義務について

弁護士は、被告人の防御権が保障されていることにかんがみ、その権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動に努める義務（「弁護士職務基本規程第46条、以下、同規程を「規程」、第46条を「最善の弁護活動努力義務」という。）を負っているところ対象弁護士は、本件公判期日の2週間前に受任したこと、前任の弁護人から引継ぎを受けた訴訟記録のみでは不十分で更に訴訟記録を閲覧謄写しなければならない状態であったことなど本件事件の重大性に鑑み本件公判期日までに十分な準備を行なうことは困難で、更に準備期間が必要であったことが認められる。

したがって、対象弁護士が受任後に本件期日変更期日変更申請を行なったのは無理からぬことであり、この点において対象弁護士に訴訟遅延を図る不当な目的があったとまで認定することは困難である。

なお、対象弁護士は、受任時には本件公判期日まで2週間しかなく準備期間が不足していること、当日は既に日弁連の会務が入っていることを承知していたが、本事件のような死刑か・無期懲役かが問題となる重大な刑事事件であって、しかも、その公判期日の直前に弁護人が交替したような場合には、対象弁護士らが主張するように公判期日変更請求が認められることも稀な事ではないのであるから、対象弁護士が受任後に期日変更請求が認められるものと思って

被告人の弁護人に就任したことは非難されるべきことではない。

(3) 本件公判期日の欠席について

対象弁護士らの予想に反し、最高裁判所は期日変更請求を直ちに却下した。

対象弁護士らは、訴訟記録も十分に揃っておらず、記録の精査も充分ではなかったことから、たとえ準備不足のまま公判期日に出席して準備期間の不足を理由に公判期日の続行を求めても、最高裁判所の本件事件に対するそれまでの対応に鑑み、対象弁護士らの続行の主張は認められず、弁論が終結となる可能性が極めて高く、その場合には最高裁判所における被告人の為の弁護活動の機会が失われると判断し、批判覚悟のうえで、被告人のために最善の弁護活動努力義務を優先させ、本件公判期日の延期を見込んで敢えて本件公判期日に欠席したものと認められ、その動機は、正に死刑か、無期懲役かという究極の局面に遭遇している被告人の防御権のために、言い換えれば、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を目的として、被告人のために最善の弁護活動努力義務を尽くすためであったと認められる。

なお、対象弁護士の行為は、本件事件の真相を追及して被告人の防御権を保障しようとするものであって、被害者およびその遺族の基本的人権を無視するものでないことは言うまでもない。

事実、対象弁護士らは、前記認定のとおり受任後直ちに弁護活動に着手し、本件公判期日までの2週間の間に広島拘置所に勾留されている被告人と7回ほど接見し、訴訟記録の欠落部分を取り寄せるべく裁判所に訴訟記録の閲覧および謄写申請を行なうなど精力的に弁論準備活動を行なっており、最善の弁護活動努力義務を尽くしていたことが認められる。

また、本件公判期日後は、被告人と14回接見し、欠落した訴訟記録の閲覧謄写を行い、次の公判期日(4月18日午後1時30分)には、弁論要旨22頁、その資料として1ないし32を提出して弁論を行なっていることが認められる。

以上のとおり、対象弁護士は、受任後、被告人のために真摯に弁護活動を行っており、これら一連の弁護活動を総合的に考慮すると、対象弁護士の欠席行為のみを取り上げて懲戒処分を課さねばならないほどの非行ということはできないと考える。

(4) 規程第76条に定める[怠慢または不当な目的]による裁判遅延行為について

規程第76条に定める[不当な目的]による裁判遅延行為とは、単に正当理由のない欠席というだけでは足りず、最善の弁護活動義務とは無関係な目的が

不可されている場合、例えば、私的利益と計るとか、関係者を困窮させるだけとかいうような実質的にみて弁護活動目的からはみ出た目的をもった行為を想定しているものと解される。(日弁連2005年5月1日発行((第56巻第6号))の自由と正義126～127頁)

この点において、前記認定の経緯にあるとおり、対象弁護士は、専ら最善の弁護活動努力義務を尽くす目的で本件公判期日を欠席したと認められ、他に怠慢又は不当な目的を持っていたことを認めるに足りる証拠はない。また、同条にいう「訴訟の遅延」とは、通常の審理期間を超えた場合をいうと解せられるところ、その後の訴訟手続に照らすと、上記期間を超える程に審理が長引いたという事実もみとめられない。

そうすると、対象弁護士の行為が規程第76条に定める怠慢又は不当な目的による訴訟遅延行為に該当するとはいえない。

また、前記認定のとおりであるから、対象弁護士が専ら訴訟を遅延させる目的で虚偽の事実を申し立てて本件公判期日に欠席したことを認めるに足りる証拠はない。

(5) まとめ

よって、当委員会は、対象弁護士が本件公判期日を欠席した行為は、規程第76条に定める「怠慢又は不当な目的による裁判遅延」には該当せず、また、弁護士法56条1項に定める「品位を失うべき非行」には該当しないと判断するものである。

以上のとおり、対象弁護士には、弁護士法第56条1項に定める懲戒事由は認められない。